

平成10年9月7
日
新契第422号

各工事担当課(所)長 様

企画財政局財政部長
(担当契約課)
(担当工事検査管理室)

下請契約及び工事施工の適正化について(通知)

各工事担当課におかれましては、新潟市発注工事の公共性に鑑み、その工事の適正な施工体制を確保し、適確な履行がなされるよう工事の施工状況等について監督員等を通じて業者に対し常日頃から指導・監督されているところですが、引き続いて今後とも、建設業法、工事請負契約約款及び請負工事の監督及び検査に関する規程(以下監督検査規程という)等の遵守はもとよりのこと、特に下記事項に留意して市発注工事を直接請け負う建設業者に対する指導・監督を更に徹底するよう通知します。

記

- 1 合理的な請負契約の締結
請負契約に関する紛争を防止するため、一次下請だけでなく、それに続く全ての下請契約の当事者に対して書面による契約を徹底させること。(建設業法第19条参照)
- 2 一括下請の禁止等
工事の施工責任を明確にし、適正な施工を確保するため、一括下請及び不必要な重層下請は行わせないこと。
下請契約に伴う全ての請負業者に対して、一括下請の禁止その他の下請手続の主旨を十分周知させること。(建設業法第22条参照)
下請けの必要がある場合は、別添の「下請決定通知書」に施工体制台帳の写しを添付させ、施工業者から提出させること。(工事請負契約約款第8条参照)
- 3 施工体制の確保と現場管理の徹底
適正な施工体制を確保するため、再下請契約通知に基づき施工体制台帳及び施工体系図等の作成を通して、全ての元請・下請体制を把握させること。
工事全体の施工状況が適正であるか常に把握し、施工に関する適切な現場管理を徹底するよう全ての下請業者を指導させること。(建設業法第24条の6,7参照)
- 4 工事施工状況及び材料検査の徹底
工事における外部から明視できない主要部分については、監督員による施工の立会い及び写真その他当該工事の竣工状況を知るに足る資料の作成を徹底させること。(工事請負契約約款第15条、監督検査規程第6条)
材料については、主要材料のみならず副資材についても、関連する法規及び設計図書等に基づく適正な形状、寸法、種類、数量、品質等を保つよう徹底させること。(工事請負契約約款第14条、監督検査規程第12条)
- 5 大規模施設等に対する中間検査
大規模施設、特殊な施設及び長期間の工期を要する施設等の工事については、監督員による検査のほか、必要に応じて工事検査員による検査が実施できるよう施工体制の整備を行わせること。